

議 第 6 号

公立小・中学校の学校給食費の無償化の  
実現を求める意見書（案）

年 月 日

衆 議 院 議 長  
参 議 院 議 長  
内 閣 総 理 大 臣  
総 務 大 臣 あ て  
財 務 大 臣  
文 部 科 学 大 臣  
内閣府特命担当大臣（こども政策）

議 長 名

地方自治法第99条の規定により、下記のとおり意見書を提出します。

記

小・中学校等で提供されている学校給食は、児童生徒の健康の保持増進や食を通じた豊かな心の育成等の重要な役割を担っているが、本年6月に閣議決定された少子化対策のための「こども未来戦略方針」において、保護者負担である学校給食費の無償化の実現に向けて取り組むことが示されている。

公立小・中学校の学校給食は、学校設置者である自治体を実施しているが、給食費の取扱いについては、全額を無償化する自治体のほか、今般の物価高騰に伴う食材費の高騰分を負担する自治体が増加する一方、全額を保護者負担とする自治体もあり、自治体の方針によって給食費の負担状況が異なっている。

児童生徒の心身の成長において学校給食が果たす役割の重要性に鑑みれば、学校給食は自治体の方針に左右されず無償で実施すべきであるとともに、物価高騰が家計に深刻な影響を与える中、子育て世帯の負担軽減の観点からも無償化を求める声が広がっている。

よって、本県議会は、国会及び政府において、児童生徒の健やかな発達に不可欠な学校給食を全国どの自治体においても保護者の経済的負担なく実施するため、学校給食費を無償化している自治体の取組実態や食育の推進等も考慮した上で、国の財政支援によって、公立小・中学校の学校給食費の無償化を実現するよう強く要請する。